

小規模多機能すこやかホーム 重要事項説明書

＜2025年7月1日現在＞

1 事業者の概要

●法人名 医療生協さいたま生活協同組合

●法人所在地 埼玉県川口市木曽呂 1317

●電話番号 048-294-6111

●代表者氏名 増田 剛

●医療機関・事業所数

病院〔5〕 診療所〔8〕 歯科診療所〔4〕

訪問介護〔16〕 訪問看護ステーション〔14〕 訪問リハビリテーション〔4〕

通所リハビリテーション〔12〕 通所介護〔1〕 居宅介護支援〔18〕

定期巡回・随時対応型訪問介護看護〔12〕 夜間対応型訪問介護〔4〕

看護小規模多機能型居宅介護〔4〕 小規模多機能型居宅介護〔7〕

認知症対応型共同生活介護〔5〕

介護老人保健施設〔2〕 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）〔1〕

地域包括支援センター〔4〕 在宅介護支援センター〔2〕

《2025年7月1日現在》

2 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業の種類 小規模多機能型居宅介護

事業所名 小規模多機能すこやかホーム

事業所所在地 埼玉県川口市仲町 1-36

事業所電話番号 048-299-7157

管理者名 山野井 明子

開設年月日 令和5年8月1日

(2) 事業の目的

住み慣れた家・街・地域で生活を継続できるように、利用者の方の状態や必要に応じて「通い」「泊まり」「訪問介護」の3つのサービスを組み合わせて提供いたします。

(3) 当事業所の運営方針

利用者の状態や必要に応じて、「通い」「泊まり」「訪問介護」のサービスを組み合わせて提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) サービス定員

登録定員：29名

通いサービスの利用定員：18名

宿泊サービスの利用定員：9名

(5) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備を用意しています。泊りサービスで利用される居室は個室を用意しています。

居室・設備の種類	備考
個室	9 部屋
食堂・ホール	1 部屋
台所	1 ヶ所
浴室	1 ヶ所
トイレ	3 ヶ所
消防	各要所への火災報知器、消火器、スプリンクラーの設置

上記は、厚生労働省が定める基準により看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3 事業実施地域および営業時間

(1) 事業の実施地域 川口市内

(2) 営業日および営業時間

営業日	年中無休
通所介護	月～日 基本 9：00～16：00
訪問介護	24 時間体制
宿泊介護	月～日 16：00～9：00

4 職員の配置状況

主な職員の配置状況

※職員の配置については指定基準を厳守しています。

職種	資格	職員数	専任・兼務の別	業務内容
管理者	介護福祉士	1 名	兼務	管理業務 介護業務
介護支援専門員	介護支援専門員	1 名	兼務	サービス計画作成等の 介護支援業務
介護職員	介護福祉士等	9 名以上	専任 7 名以上 兼務 2 名	通い、泊り、訪問等の 介護業務
看護職員	看護師	1 名	専任 1 名	健康チェック、健康相談 等の看護業務

2025 年 7 月 1 日現在

5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、2つのサービスがあります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付の対象サービス）
- (2) 利用料金の金額を契約者に負担していただく場合（介護保険給付の対象とならない場合）

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、保険者の定める利用者負担の割合の額とします。利用者の状態や必要に応じて、各項の具体的なサービスの内容、頻度を小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

サービス概要

○ 「通い」サービス

① 食事

- ・ 食事の提供および食事の介助を行います。
- ・ 調理・配膳などを職員と行うことができます。
- ・ 食事の利用は任意です。

② 入浴

- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪・洗身の介助を行います。
- ・ 浴室にて安全なサービスを心がけます。

③ 排泄

- ・ 利用者の状態に応じた介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 日常生活動作を通してリハビリを行います。
- ・ 趣味活動を通して知能回復、能力回復をめざします。
- ・ 地域交流を通して、社会活動に参加します。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定、体温測定など利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご自宅から事業所までの距離や、利用者の方の心身の状態に合わせ、安全に配慮した送迎を行います。

⑦ 相談・助言など

- ・ 窓口を常設して対応いたします。

○ 「泊まり」サービス

事業所に宿泊していただき、食事や排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

○ 「訪問介護」サービス

- ・ 利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上のお世話や、機能訓練を提供します。
- ・ 訪問介護サービスの提供にあたって、医療行為はいたしません。

サービス利用料金（契約書別紙をご参照ください。）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

食事代 朝食 500円 / 昼食(おやつ込み)650円 / おやつ 50円

夕食 600円

宿泊代 一泊 3,500円

タオルリース代金 120円(入浴・清拭・手浴・足浴) ※入浴時タオルの持ち込みも可能です。

電気使用量（1品1日、持ち込みがある場合） 50円

洗濯 100円 / 乾燥機 100円

オムツ代（1枚）・紙オムツL 125円 / 紙オムツM 115円

リハビリパンツ / 155円 / 尿取りパット 50円

その他の実費利用料

- ・レクリエーション費（個人を対象にした必要経費）、材料費、交通費、入場料等
- ・医療品費（個人が使用するもの）
- ・賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費
- ・その他上記以外の個人のために供する物品
- ・宿泊キャンセル料金 3,000円

利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、次のいずれかの方法により翌月27日までにお支払いください。

① 銀行振り込み ②預金口座自動引き落とし

事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

● 介連帯保証人

本契約の契約書には身元引受人を連帯保証人とし、他に1人、合わせて2人の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は契約者が支払う利用料金等について、連帯しその責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がいないことをもって、サービスは拒まれません。

利用の中止、変更、追加

- ・小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本とし、利用者の状態や必要に応じて、通い、訪問介護、泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
- ・予定利用日の前に利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出してください。
- ・介護保険の対象になるサービスについての利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの回数を変更された場合も、1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、キャンセル料（上記の通り）をいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し、協議します。

6 小規模多機能型居宅介護計画について

事業所は、利用者の状態や必要に応じて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で小規模多機能型介護計画を定め、また、その状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載して、利用者に説明の上、交付します。

7 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）

管理者：山野井 明子

受付時間：月～金 原則 8：30～17：30

電話：048-299-7157

(2) 行政機関その他苦情受付機関

川口市介護保険課 048-259-7293

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

8 運営推進会議の設置

当事業所は、小規模多機能型居宅介護などの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等について評価、希望、助言を受け止めるため、運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構 成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括センター職員、小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者等

開 催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

提供するサービスの自己評価について：運営推進会議内で自己評価の開示・意見交換をおこない、その結果を公表いたします。

9 協力医療機関

当事業所は、各利用者の主治医との連携を基本とします。また、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関】

川口診療所

住所 埼玉県川口市仲町 1-36

電話番号 048-252-5512

はしだ歯科

住所 埼玉県川口市朝日 2-6-12-1F

電話番号 048-226-4343

【協力介護施設】

介護老人保健施設みぬま

住所 埼玉県川口市木曽呂 1347

電話番号 048-294-9222

10 衛生管理等

・事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

・事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に状態の急変があった場合は、主治医、救急隊、親族、介護支援専門員等へ速やかに連絡いたします。小規模多機能利用中に体調不良・怪我などで看護師が受診を必要と判断した場合、受診に行かれる際は必ず、ご家族が受診の対応をよろしくお願ひします。

12 非常災害対策

災害時の対応 消防法による消防計画に基づき利用者の避難、誘導等、適切な処置を講ずる。

防災設備 スプリンクラー設備 消火器：3個 火災報知器：各部屋1機ずつ設置

防災訓練 防火責任者を置き、消防計画に基づいた点検を日常的に行い記録する。

防火管理者 管理責任者

13 サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用途にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮ください。

14 禁止行為

サービス従業者に対して、以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、場合によっては契約解除になることもありますのでご注意ください。

① 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為

(たたく、ひっかく、つねる、物を投げる、唾を吐く、蹴る など)

② 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為（威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求するなど）

③ セクシャルハラスメント：意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
(必要もなく手や腕などを触る、抱きつく、卑猥な言動を繰り返すなど)

④ ストーカー行為：つきまとい行為（自宅の住所や電話番号を聞く、待ち伏せをするなど）

15 災害時の対応

大規模な自然災害、パンデミックが発生した場合予定されている訪問ができなくなる場合がございます。その場合は事業所よりお知らせ、ご相談いたします。

16 虐待の防止のための措置

人権の擁護、虐待防止等の観点から虐待発生又はその再発を防止するため以下について取り組みます。

(1) 成年後見制度の利用支援

(2) 職員に対し職務に携わる専門的な資質の向上を図り、虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施します。

(3) 虐待を発見した場合は、通報義務に従い速やかに担当の地域包括支援センターや市町村に通報し、必要な措置を講じます。

17 身体拘束

事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、次の事項に沿って行う。

① 別紙「身体拘束について」に定められている条件を確認し、条件にあてはまる時にのみ拘束を行う。

② 身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

③ 拘束を行う前には利用者及び利用者の家族に説明を行い、拘束同意書に利用者家族のサインをいただく。

④ 拘束開始後は定期的にカンファレンスを行い、拘束解除に向けて対策を協議・検討する。

⑤ 部門責任者会議を設置し、身体拘束防止に努める。

18 事故発生時の対応

(1)当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

(2)当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(3)当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

19 業務継続計画の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

20 第三者評価

提供するサービスの第三者評価は当事業所では実施していません。

年 月 日

事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈 法人名称 〉 医療生協さいたま生活協同組合

〈 所 在 地 〉 埼玉県川口市木曽呂 1317

代表理事 増田 剛

〈 事業所名 〉 小規模多機能 すこやかホーム

〈 所 在 地 〉 埼玉県川口市仲町 1-36

(介護保険事業所番号 1190201341)

〈 説明者 〉 _____

利用者は、本書面により、事業所から小規模多機能型居宅介護についての重要な事項の説明を受け、了承しました。説明を受けた事項について署名又は記名の上、同意いたします。

〈 利用者 〉 住 所 _____

氏 名 _____

〈 代筆者 〉 氏 名 _____ (続柄)

〈 身元引受人 〉 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

〈 連帯保証人 〉 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

〈 極度額 〉 30万円